

財団法人埼玉県体育協会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人埼玉県体育協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番1号埼玉県自治会館内におく。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、埼玉県における体育スポーツを振興し、県民の体力の増進とスポーツ精神の高揚をはかり、もって県民生活の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行なう。

- (1) 県民の体力増進とスポーツ精神を高揚するための基本計画の策定
- (2) 体育スポーツ指導者の養成および資質の向上
- (3) 体育スポーツ団体およびスポーツ少年団の育成
- (4) 体育スポーツ施設の整備促進
- (5) 体育大会、競技会、講習会、スポーツテスト、スポーツ教室その他の体育スポーツ事業の実施および協力
- (6) 競技力の向上および選手の派遣
- (7) 体育スポーツ団体との連絡調整
- (8) 体育スポーツに関する研究調査
- (9) 体育スポーツの啓蒙宣伝
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この法人設立当初の寄附にかかる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 補助金および加盟団体分担金
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。ただし、寄附金品であって寄附者の指定するものはその指定に従う。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事会の議決に基づき、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって确实な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とし、もしくは确实な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および評議員会の議決を経、かつ、埼玉県教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入、補助金、加盟団体分担金、その他の運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会および評議員会の議決を経て、埼玉県教育委員会に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告および収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2か月以内に会長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会および評議員会の承認を受けて、埼玉県教育委員会に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算で剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(予算外義務負担等)

第12条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および評議員会の議決を経、かつ、埼玉県教育委員会の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

第14条 この法人に次の役員をおく。

会長 1人

副会長 若干人

専務理事 1人

理事 10人以上40人以内（会長、副会長および専務理事を含む。）

監事 3人

(評議員)

第15条 この法人に、評議員をおく。

2. 評議員は、加盟団体ごとに各1人選出し、評議員会を組織する。
3. 前項の規定によって選出された評議員が会長、副会長、専務理事、理事または監事に就任したときは、評議員の資格を失う。この場合には、前項の規定に従い、その者の属していた加盟団体は、これに代る評議員を選出する。

(会長および副会長)

第16条 会長および副会長は、評議員会で推挙する。

2. 会長は、この法人を代表し、会務を統理する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
4. 会長および副会長は、就任と同時に理事となる。

(理事)

第17条 理事は、別に定める理事選出内規により評議員会の推せんに基づき、会長がこれを委嘱する。

2. 会長は、前項の規定によって選出された理事のほか、評議員会の承認を受けて、学識経験者から理事若干人を委嘱することができる。
3. 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し会務を執行する。

(専務理事)

第18条 専務理事は、理事会において理事の互選で定める。

2. 専務理事は、理事会の議決に基づき日常の会務を掌理する。

(監事)

第19条 監事は、評議員会に推せんに基づき、会長がこれを委嘱する。

2. 監事は、民法第59条に基づきその職務を行なう。

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 第17条第1項により委嘱をした理事に欠員が生じたときは、同項に定める手続きに準じ欠員を補充する。
3. 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまで、なおその職務を行なう。

(解任)

第21条 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても、理事会および評議員会の議決により、これを解任することができる。

第5章 顧問および参与

(顧問および参与)

第22条 この法人に、顧問および参与若干人をおく。

2. 顧問および参与は、会長が評議員会にはかって委嘱する。
3. 顧問は、会長および理事会の諮問に応じ、参与は、理事会の諮問に応ずる。

第6章 加盟団体

(加盟団体)

第23条 この法人は、次に掲げる団体で理事会および評議員会が承認したものを加盟団体とする。

- (1) 埼玉県の区域をその構成範囲とする種目別競技団体
 - (2) 埼玉県の郡市の地域を統轄代表する体育団体
 - (3) 埼玉県の学校体育を統轄代表する団体
 - (4) 埼玉県の組織団体の体育部門
2. 加盟団体が前項に規定する資格を失ったときは、理事会および評議員会の承認を経て、加盟を取り消すことができる。

3. 加盟団体は、毎年度所定の分担金を納入しなければならない。
4. 加盟および脱退の手續ならびに分担金については、理事会において別に定める。

第7章 会議

(評議員会)

- 第24条 評議員会は、この寄附行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じて、この法人の業務に関する重要事項で会長が必要と認めた事項を審議する。
- 第25条 評議員会は、毎年2回会長が招集し、その議長は会長がこれに当たる。ただし、会長が必要と認めた場合または評議員現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は評議員会を招集しなければならない。
2. 評議員会は、評議員現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席者とみなす。
 3. 評議員会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(理事会)

- 第26条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、その議長は、会長がこれに当たる。ただし、理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を表示して請求があったときは、理事会を招集しなければならない。
2. 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を示した者は出席者とみなす。
 3. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって定め、可否同数のときは議長がこれを決する。

(議事録)

- 第27条 すべての会議には議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

- 第28条 この法人に、この寄附行為第4条の事業を遂行するために専門委員会を設けることができる。
2. 専門員会の委員および構成その他必要な事項は理事会において別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

- 第29条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他必要な職員をおく。
2. 事務局および職員に関する事項は、理事会において別に定める。

第10章 寄附行為の変更ならびに解散

(寄附行為の変更)

- 第30条 この寄附行為は、理事および評議員おのおの現在数の3分の2以上の同意を経、かつ、埼玉県教育委員会の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第31条 この法人の解散は、理事および評議員おのおの現在数の4分の3以上の同意を経、かつ、埼玉県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事全員および評議員全員の同意を経、かつ、埼玉県教育委員会の許可を受けて、国もしくは地方公共団体、またはこの法人の目的に類似の公益団体に寄附するものとする。

第11章 補則

第33条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会および評議員会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この寄附行為は、昭和45年5月16日から施行する。
2. 埼玉県体育協会に属する一切の権利義務は、この法人設立と同時にこの法人が承継するものとする。
3. この法人の最初の会計年度は、この寄附行為第13条の規定にかかわらず、昭和45年5月16日から始まり、昭和46年3月31日に終るものとする。
4. この法人設立当初の理事は、第17条に規定にかかわらず設立発起人会において定めたとおりとする。

附 則

1. この寄附行為は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、平成13年5月1日一部変更する。

附 則

1. この寄附行為は、平成15年4月1日一部変更する。